

農業基盤整備促進事業（公共）

【22,000（22,000）百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>（下線部は平成25年度補正予算以降の拡充内容）

1. きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- ① 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- ② 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

2. 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施

- ① 農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合20万円/10a）
- ② 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
- ③ 湧水処理：15万円/100m
- ④ 末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

（補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

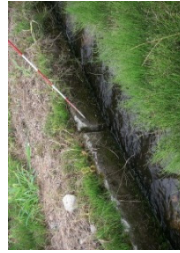
農業基盤整備促進事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地では、農業者の自力施工も活用した畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の簡易な整備を安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。

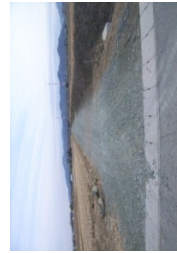
1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 [農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全]
- ・調査調整 [権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整]
- ・補助率：50％等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

工種	助成単価	備考
田・畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)	()は水路の変更(管水路化等)を伴う場合
暗渠排水	15万円/10a	
湧水処理	15万円/100m	
末端の畑地かんがい施設整備	20万円/10a (30万円/10a)	()は樹園地の場合

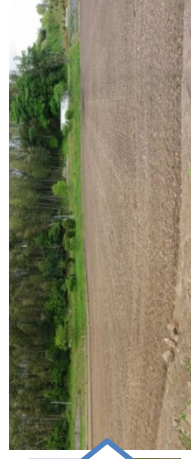
※中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

下線部は平成25年度補正予算以降の拡充内容

農業水利施設保全合理化事業（公共）

【4, 461(4, 409)百万円】

対策のポイント

水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図り、農業の競争力を強化します。

＜背景／課題＞

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進することが重要です。
- ・しかし、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっています。
- ・このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等を支援します。

2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

3. 水利用再編促進事業

水利用調整・高度化推進、機能保全計画、合理化整備計画の策定を支援します。

〔 補助率：50%、定額等
事業実施主体：都道府県等 〕

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

農業水利施設保全合理化事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積を加速化していくことが重要。
- しかし、老朽化した旧来の水利システムでは水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障。また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害。
- このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。

1. 事業内容

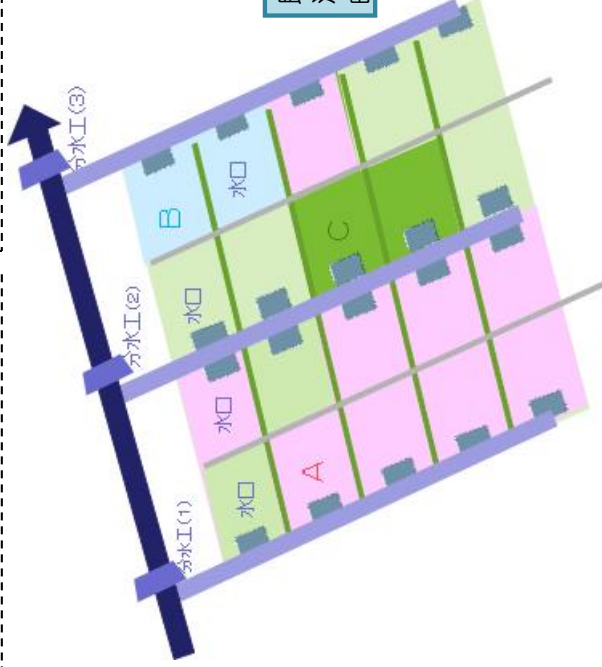
①調査計画

工 種：水利用調整、計画策定等
補助率：定額等



②整備事業

工 種：補修・更新等の保全整備、パイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備等
補助率：50%等



既存施設を
活用し効率
的に整備

2. 実施要件

- ① 農地集積計画が策定されていること
- ② 受益面積20ha以上であること 等

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区等

農村地域防災減災事業（公共）

【27, 368（27, 009）百万円】

対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

＜背景／課題＞

- ・ 安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、地域の実情に即した整備を実施することが重要です。
- ・ また、年度、地域によって偏在する災害に対して、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて事業を推進する必要があります。
- ・ このため、総合的な防災減災計画に基づき対策を実施し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上(平成28年度)

＜主な内容＞（下線部は平成25年補正予算での拡充内容）

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定

- 1) 農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な調査や、ため池の点検調査・耐震調査等
- 2) 農業用排水路への転落防止と上部の道路・歩道としての利用のため、水路の蓋かけ等の施設整備に係る調査

2. 農業用施設等の整備

- 1) 自然的、社会的要因で生じた農地及び農業用施設の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備、湛水防除、地すべり対策、土壌汚染対策、農村防災施設の整備、土地改良施設の耐震整備等）
- 2) ライフサイクルコスト低減のための長寿命化対策や、水質保全対策事業、湛水防除事業により造成された施設の更新
- 3) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づき実施される農村地域の避難施設、避難路等の整備の補助率を1／2から2／3に嵩上げ

3. 災害時の被害を軽減するためのソフト対策

- 1) ハザードマップの作成や防災情報連絡体制等の整備
- 2) ため池を保全管理していく体制づくり

〔 補助率：1／2、55％等（但し、27年度までの計画策定等は定額）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等 〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-6744-2210）]

農村地域防災減災事業

下線部は平成25年度補正予算での拡充内容

- 地震、豪雨、地すべり等の対象災害別に講じられていた事業を、農村地域の総合的な防災減災計画に基づいて一体的に推進。
- ため池の点検調査・耐震調査等を定額で実施。(定額は平成27年度まで)
- 都市化の進展等の社会的変化を踏まえた湛水防除事業、水質保全対策事業により造成された施設等の更新の実施。
- ライフサイクルコスト低減のための長寿命化計画の策定の実施。
- 水路の転落防止と上部利用(通学路等)の促進のための調査等の実施。
- 南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、実施される農村地域の避難施設、避難路等の整備の補助率を2／3に嵩上げ。

1. 事業内容

①調査計画

工 種：点検・診断、
計画策定等
補助率：定額等



②整備事業

工 種：ため池整備、湛水防除、地すべり対策、土壌汚染対策等
補助率：50％等



2. 実施要件

- ① 農村地域防災減災総合計画に位置づけられていること
- ② 用排水路整備は20ha以上、ため池整備は2ha以上であること等
(湛水防除及び水質保全について更新事業要件を見直し)

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区等

基幹水利施設管理事業（公共）

【1, 929（1, 620）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業で造成され、市町村等が管理を行っている大規模で公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理を助成します。

＜背景／課題＞

- ・国営土地改良事業によって造成された基幹的な農業水利施設は、食料の安定供給はもとより、水源のかん養、国土の保全等の公共性・公益性を有しており、適正な管理を確保する必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜主な内容＞

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設で、受益面積1,000ha以上、非農地率10%以上などの要件を満たし、市町村等が施設管理強化計画を策定し、土地改良区と連携を図り、公共・公益的機能を強化した維持管理について助成します。

補助率：30%
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3591-7073）]